

目次

Q-CV-2nd-★控訴状.....	2
Q-CV-2nd-★答弁書.....	6

控訴状兼控訴理由書 Q

令和 3 年 3 月 2 日

東京高等裁判所 御中

控訴人（原告）

住所（送達場所） 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1

職業 農業

今井豊（昭和 36 年 3 月 9 日生） 電話・FAX 0278-72-5353

被控訴人（被告）

住所（送達場所） 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 1 番 1 号

國 同代表者 法務大臣 上川陽子

慰謝料請求控訴事件 訴訟物の価額 10 万円 貼用印紙額 1,500 円

上記当事者間の、前橋地方裁判所 令和元年(ワ)第 428 号 慰謝料請求事件について、令和 3 年 2 月 24 日に言い渡された下記判決は、全部不服であるから控訴する。

第 1 原判決の表示

主文

- 1 被告は、原告に対し、5 万円を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを 2 分し、その 1 を被告の負担とし、その余は原告の負担とする。

第 2 控訴の趣旨

原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

第 3 控訴の理由

These judgements are obviously absurd and mad abuse!!!

貴方がたの狂気は、私法発動の大義名分を、私に与えている。

「法治国家の破壊者達よ、觀念せよ!」公務員職権濫用罪と犯人隠避罪と脅迫罪である。

1 虚偽表示無効

原判決は、「よって、原告の請求は、被告に対し、5 万円の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余の請求は理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担について民訴法 64 条本文、61 条を適用して、主文のとおり判決する。」と判示している。

しかしながら原判決は、後述の通り、無視できない要素を幾つも無視している。

一部認容自体は評価するが、基調としては、他の私の判決と同列である。

こうした裁判は、後述の通り、事案解説責任の放棄による、実質的な司法拒絶である。

要するに、欺瞞国家の陰謀であり、日本人全員が共謀して、常に私に嘘を吐いている。

言い換えると、全日本人が、常に、私を非人扱いしている。

原判決の無効性はあまりにも自明過ぎる

被告らの予見可能性が有ることが請求の原因の前提なのだから、その予見可能性の存否の判定は必須である。要するに、無視できない要素を無視している。

被告訴人に合理的根拠が無い、との①当り前の訴えを、③合理的根拠無く無視している。

以上の3点から、この判決の手続的無効性や妨害性は、あまりにも自明過ぎる。

つまり、広義の、判例違反、差別、職責違反、手続妨害、であるから無効である。

またこれは後述の通り、憲法遵守義務違反なので、「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」(憲法 76 条〇3) 違反である。

第一に、私の訴えを無視している点

裁判とは、紛争の解決の為に、中立機関が、紛争原因に対して、正当な基準を適用して、法的拘束力の有る最終判断を示すこと、である。

然るに原審は、紛争原因を誤っており(無視)、正当な基準を適用していない(偽装)。

このように、「請求の原因」に当る部分の主要要素を無視している点から(裁判の脱漏)、「口頭弁論の全趣旨をしん酌」(民訴法 247 条)、に違反している。

第二に、当り前のことを無視している点

当り前のこと(予見可能性)を認めなければ、社会秩序が維持できない。

第三に、合理的根拠が無い点

予見可能性(訴えと職責)に基く結果回避義務違反であり、手続の妨害である。

当り前のことを常に無視する不当性

無視した要素はいずれも、判決への影響が必至の基礎事実ないし主要事実である。

なお、当り前の要素とは、法令、経験則又は論理則、蓋然性、などであり、その不当性は、

第一に、反社会性であり、不合理の極みなので、公の秩序又は善良の風俗に反する事項(社会通念の偽装)を目的とする法律行為(判断)と言え、公序良俗違反(民法 90 条)である。

第二に、人権侵犯性であり、「お前を認めない」(名誉毀損)、または、「お前を消すぞ」(殺意ないし脅迫)など、公然たる無言の害意の表示としか解釈できず、いずれも実質的に、自決権(憲法 13 条)や生命に対する権利(憲法 13 条)や適正な手続を受ける権利(憲法 13 条又は 31 条)や裁判を受ける権利(憲法 32 条)の侵害である。

また、予見可能性(訴えと職責)に基く結果回避義務違反なので、手続(告訴)妨害であり、公正な裁判所(民訴法 2 条)違反であり、信義に従った誠実な義務の履行(判断)とは言えないでの、著しく信義則(民法第 1 条 2)違反であり、公務員の犯罪告発義務(刑訴法 239 条 2)違反であり、「職務を怠り」(裁判所法 49 条)であり、非行(国家公務員法 82 条)であり、信用失墜行為(国家公務員法 99 条)であり、憲法遵守義務(憲法 99 条)違反である。

全ては欺瞞国家の陰謀である

全機関とも、「(私の場合に限り) 不当ではない」の旨の虚偽(職責・判例違反、差別)なのであり、全日本人が私への包囲網の確信犯として通謀し、当り前のことを認めないことによって皆で犯罪を正当化し、また、私の判例だけを永久にタブー扱いして封印することによって、判例一般の持つ同様事例への拘束力に因る社会秩序の混乱を封じる狙いの、社会通念の国家的偽装の陰謀なのであり、最高裁による上告却下こそがその総仕上げである。

第4 原判決の瑕疵の摘示

いずれも、被告の予見可能性違反を訴えているのに、その存否を判定していない。

被告の予見可能性(当り前のこと)とは、主に後述の1から6である。

これらは、天文学的超高確率で、「違法または不当な目的」を示唆している。

争点(1) 遅延 理由不備

★包囲網の実在(請求の原因である主要事実)の脱漏

本件は一部請求なので、根本原因が認定されないと、残額の請求ができず、意味が無い。

★菅家忠行が包囲網として本件を行ったこと 理由不備

「特別の事情」を認定しながら、「違法または不当な目的」を認定しない欺瞞。

5件とも日本初や、再三の要請の無視の蓋然性は、私への害意としか説明が付かない。

また、恣意性一覧表の各事象と総合すれば、包囲網の実在は歴然である。

したがって、菅家忠行の包囲網としての所為に相違無い。

争点(2)、(4)、(5) 説明責任 片手落ち

争点(3) 監督責任 片手落ち

★明文化された法的義務の問題ではなく、当り前の予見可能性への違反であり、信義則違反や公序良俗違反、すなわち、広義の違法である。 脱漏

また、告訴の妨害の打開の為の訴訟であり、Mの被告が、検察である点を無視している。

この点は、公務員の犯罪告発義務違反や犯人隠避罪としても重要である。 脱漏

争点(6) 制度瑕疵 片手落ち

・現に温床として利用された実績(本件遅延を招いた因果関係)を無視している。

・また、これでどうやって不法行為1を判定したのか? 合理的根拠が無い

・法的な機会損失面ないし時効という制度の趣旨を無視している 片手落ち

相反する要素である訴状審査権にも、期間的な尺度(客観的な判定基準)が必要である。

争点(7) 慰謝料

①訴え内容の複雑さ等が一因であったことも考えられないではない旨(14頁)

被告のこの抗弁事実について、立証責任を求めているのに、無視されたままである。

②具体的な不利益が認められない旨(15頁)

不作為の性質上、侵害事実の立証はそもそも困難であるが、敢えて例えれば、検察庁に今まで不當に

受理拒否されていた告訴状が、1年早く、受理され得たかもしれない。

③他の私の訴訟が全て棄却ないし却下されていることから推測される旨(15頁)

この論旨は不明であるが、全判決とも、私の当り前の訴えを合理的根拠無く無視している、と言えるので、本件の理由にはならない。

訴えの要旨(再掲)

その弊害が過大なので、程度問題として既に、訴状審査権の濫用による人権侵害である。

以下の点から、当り前に、原告の人権と裁判官の訴状審査権との相克なので、その限界点を見極める必要が有ったのに、無視した。その判定基準が無い点は現行制度の瑕疵である。

1 いつかは必ず原告の裁判を受ける権利の侵害に至ること 100%の予見可能性

2 時効の進行などの法的な機会損失により、以後の選択肢が減っていくこと

不法行為の時効期間の3年と比較すると、1年はその3分の1

3 民訴規則60条の「30日以内の初回期日指定」の10倍以上の遅延

4 5件揃って日本初である いずれも、それほど複雑ではない

5 5件揃って止める必然性が無い 事件毎に事情は異なる

6 5件(A, I, L, M, N)全てが、私の当り前の訴えを合理的根拠無く無視した棄却判決である

要するに、審査した形跡が見られないので益々、目的が疑わしい。

第5 附属書類 控訴状副本 1通

以上

控訴答弁書

令和3年7月8日

東京高等裁判所 第24民事部ハ係 御中

控訴人兼被控訴人(一審原告) 今井 豊

相手方の令和3年3月9日付控訴状及び令和3年4月27日付控訴理由書に対し反論する。

第一 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、第一審、第二審とも、被控訴人兼控訴人(一審被告)の負担とする。

第二 一審原告の主張

以下の通り、一審被告の認否の理由には、いざれも合理的根拠が無い。

またそれは、誰でも十分に自覚しうる不合理である。

すなわち、一審被告は、頑なに「違法では無い」との虚偽を言い張っているに過ぎない。

正当業務行為どころではないこと

以下の、当り前の蓋然性ないし予見可能性を無視したことは、正当業務行為どころではない。

1 訴状審査権濫用の判定の為に、原告の人権との限界点の見極めが必要であったこと

★遅延が不法行為なのに、その前提となる判断基準をお示そうとしない欺瞞

私の訴えの理解が稀有に困難であった点(抗弁事実)の立証が極めて不充分。 (稀有の程度問題)

何度も言うように、反訳書の頁数が嵩んでいるだけのことである。

★5件とも日本初の長期なのか? 客観性として全国統計が必要 前例の無い行為の犯罪性

★5件とも止める必要とは? 其々事情が違う あまりにも無茶

★その検討結果はどのように活かされたか? 結果的に、いざれも理由無き棄却。 形跡無し。

2 他の職員らも、予見可能性に違反していること 犯罪の疑いを持たない異常 組織的隠蔽
法的義務の問題ではなく、著しい信義則違反、公序良俗違反、つまり廣義の違法ということである。

3 それゆえに「不正または違法な目的」と言えること 蓋然性の問題

その目的は、私限りの非人扱い(無法社会の陰謀)であり、圧倒的多数による迫害ないし呪いである。

4 正当業務行為ではないから、裁判を受ける権利や適正な手続を受ける権利の侵害であること

貴裁判所に事案解説を求める

当り前の訴えを無視しては裁判手続にならない。 理由が無いのだから。 いったい誰の裁判か?

以上